⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

奄美㉙宿舎（奄美地区）新設建築追加工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成30年6月1日

熊本防衛支局長　竹内　芳寿

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　43

1　工事名　奄美㉙宿舎（奄美地区）新設建築追加工事

2　工事場所　鹿児島県奄美市

3　工事概要　本工事は、以下の工事を行うものである。

（A地区）

・宿舎新設（鉄筋コンクリート造6階建て延べ面積約3,800㎡）に係る仕上げ工事一式
・自転車置場新設（鉄筋コンクリート造平屋建て　3棟　延べ面積　合計約100㎡）
・ゴミ置場新設　一式
・連れ越し費　一式

（B地区）

・宿舎新設（鉄筋コンクリート造3階建て延べ面積約1,800㎡）に係る仕上げ工事一式
・自転車置場新設（鉄筋コンクリート造平屋建て　2棟　延べ面積　合計約50㎡）
・ゴミ置場新設　一式
・連れ越し費　一式

※仮設作業員宿舎等一式のリース引き継ぎ及び撤去工事を含む。

4　工期　平成31年2月28日まで

5　競争参加資格審査申請書の交付

⑴　交付期間　平成30年6月1日から同年6月21日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

⑵　交付場所　〒862―0901 熊本県熊本市東区東町1－1―11　熊本防衛支局総務課契約審査係　ＴＥＬ096―368―2174（内線360）ＦＡＸ096―368―0512

⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6　申請書の提出

⑴　提出期間　平成30年6月1日から同年6月21日までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

⑵　提出場所　上記5⑵に同じ。

⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成29・30年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ　共同企業体協定書の写し

ウ　下記7⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成30年6月1日付支出負担行為担当官熊本防衛支局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第3と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

申請書は、平成30年6月1日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす2又は3社の組合せとする。

ア　防衛省における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式」で級別の格付を受け、熊本防衛支局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ　防衛省競争参加資格の「建築一式」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）が、代表者は1,200点以上、代表者以外の構成員は990点以上であること。

ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、熊本防衛支局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　代表者は、平成15年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上4階建て以上かつ、延べ面積2,300㎡以上／棟の新設建物の建築工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。ただし、代表者以外の構成員は、平成15年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上2階建て以上かつ、延べ面積1,200㎡以上／棟の新設建物の建築工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

イ　建設業法の建築一式工事業につき許可を有しての営業年数が5年以上であること。

ウ　建築一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件

①　構成員の数が2社の場合、全ての構成員が、30％以上の出資比率である。

②　構成員の数が3社の場合、全ての構成員が、20％以上の出資比率である。

⑷　代表者の要件　代表者は、建築一式工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8　上記7⑴アに掲げる競争参加資格の級別を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記6により申請することができる。この場合、上記7⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記7⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記7⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記7⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後3か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「奄美㉙宿舎（奄美地区）新設建築追加工事○○建設・○○建設・○○建設建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。